

新電算情報システムに関する調査特別委員会設置の動議（否決）

上記の動議を青森市議会会議規則第16条の規定により提出します。

新電算情報システムに関する調査を行うため、下記の特別委員会を設置する。

記

1. 特別委員会の名称・定数・所管事項

名 称	定数	所 管 事 項
新電算情報システムに関する調査特別委員会	11	新電算情報システムに関すること。 ソフトアカデミーに対する融資に関すること。

2. 調査期限

同新電算情報システムに関する調査特別委員会は、所管事項に係る調査が終了するまで、閉会中もなお調査を行うことができる。

平成17年12月20日